

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 11件 (12月15日～12月22日分)
  - (1) 乗合バスの車内事故1
  - (2) 乗合バスの車内事故2
  - (3) 乗合バスの車両火災事故
  - (4) 乗合バスの車内事故3
  - (5) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故
  - (6) タクシーが原付と衝突した事故
  - (7) タクシーが歩行者を撥ねた事故
  - (8) タクシーがオートバイと衝突した事故
  - (9) タクシーが路上に倒れていた女性を撥ねた事故
  - (10) トラックなどと乗用車が衝突した事故1
  - (11) トラックなどと乗用車が衝突した事故2
2. 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう。(再周知)
3. 次号メールマガジンのお知らせ

【1. 重大事故情報 = 11件】(12月15日～12月22日分)

(1) 乗合バスの車内事故1

12月17日午後0時45分、兵庫県のバス停において、乗合バスが降車扱い後発進したところ、乗客5名のうち1名(85歳、女性)が座席から立ち上がり、バランスを崩して転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、当該バスの運転者に降車するバス停名を確認しようとして立ち上がった模様。

(2) 乗合バスの車内事故2

12月19日午後2時35頃、神奈川県のパール二車線の道路において、乗合バスが乗客49名を乗せて運行中、急ブレーキをかけたところ、車内に立っていた乗客1名(87才、女性)がバランスをくずして転倒した。

この事故により、転倒した乗客が左上腕骨骨折の重傷を負った。

この事故は、当該バスが当該県道の左側の車線を走行していたところ、左側の側道から乗用車が信号を無視して当該バスの直前に飛び出してきたため、危険を感じた当該バスの運転者が、これを避けるため急ブレーキをかけたことにより発生した模様。

#### ( 3 ) 乗合バスの車両火災事故

1 2月20日午前7時10分頃、静岡県において、乗合バスが乗客3名を乗せて運行中、乗降扱いのためバス停に停車したところ、当該バスの運転者が、当該バスの後部右側（ラジエター付近）から煙が出ているのをバックミラーで確認したため、当該バスに備えられていた消火器を使用して消火した。

この事故により、当該バスのエンジンルーム内の配線の一部が焼損したが、運転者と乗客に負傷者なし。

なお、当該バスはその後の運行を中止し、他のバスによる振替え運行を実施した。

#### ( 4 ) 乗合バスの車内事故3

1 2月20日午前9時45分頃、東京都において、乗客30名を乗せた乗合バスが、バス停で乗降扱い後、当該バス停の前方に駐車していた車両を避けるためハンドルを右に大きく切りながら前進したところ、乗客1名（75才、女性）がバランスを崩して転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右橈骨（とうこつ）遠位端骨折の重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、当該バスの後方の座席から、当該バス停の次のバス停で降車するため前方に移動していた模様。

なお、当該バスの運転者は、転倒した乗客が車内を移動していることに気付いていなかった。

#### ( 5 ) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故

1 2月18日午前8時40分頃、奈良県において、貸切バスが乗客11名を乗せて運行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。当該バスの乗客に負傷はなし。

事故現場は、押しボタン式信号が設置された交差点であり、撥ねられた歩行者は、当該交差点を横断していたところを当該バスに撥ねられた模様。

なお、事故当時の押しボタン式信号の状況については不明。

#### ( 6 ) タクシーが原付と衝突した事故

1 2月15日午後9時55分頃、神奈川県のパール側一車線の道路において、タクシーが乗客2名を乗せて運行中、交差点を青信号で右折したところ、対向車線を直進してきた原動機付き自転車と衝突した。

この事故により、原動機付き自転車の運転者が病院に搬送されたが死亡した。当該タクシーの乗客2名にケガはなかった。

(7) タクシーが歩行者を撥ねた事故

12月18日午前0時10分頃、滋賀県の信号機のない交差点(横断歩道あり)において、タクシーが空車にて走行中、横断歩道上の歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

当該タクシーの運転者は、事故当時の状況については覚えていないと話している模様。

なお、当該タクシーにはドライブレコーダが装着されていたが、現在警察に押収されている模様。

(8) タクシーがオートバイと衝突した事故

12月22日午前0時頃、東京都の片側一車線の直線道路において、タクシーが降車扱い後、対向車線に転回しようとしたところ、当該タクシーの後方を走行してきたオートバイが、当該タクシーの右側面に衝突した。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。

事故当時、現場は雨が降っていた。

当該タクシーの運転者は自動車運転過失致死の疑いで逮捕された。

(9) タクシーが路上に倒れていた女性を撥ねた事故

12月22日午前1時頃、京都府の平坦な直線道路において、タクシーが路上に倒れていた女性を撥ねた。

この事故により、撥ねられた女性が死亡した。

事故当時、雨が降っており、当該タクシーの運転者は、撥ねられた女性が、横断歩道の2~3メートル手前の路上で倒れていることに気付かなかった模様。

なお、当該タクシーにはドライブレコーダが装着されていたが、現在、警察に押収されている。

(10) トラックなどと乗用車が衝突した事故1

12月21日午後11時55分頃、神奈川県において、大型トラックが走行中、対向してきた乗用車と衝突し、これにより、当該乗用車はスピンして、当該大型トラックの後方を走行していたトラックと衝突した。

この事故により、当該乗用車の乗員2名が死亡、1名が重傷、後続のトラックの運転者が軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、最初の衝突は、対向してきた乗用車がセンターラインを越えてきたため発生した模様。

なお、事故当時は雨が降っていた。

(11) トラックなどと乗用車が衝突した事故2

12月22日午後9時40分頃、北海道において、トラックが走行中、対向してきた乗用車と正面衝突した、さらに当該乗用車は、当該乗用車の前方を走行していたトラックと接触した後、当該乗用車の後方を走行していた別の乗用車と衝突した。

この事故により、対向してきた乗用車の乗員2名が死亡、ほか7名が負傷した。

この事故は、対向してきた乗用車が、当該乗用車の前方を走行していたトラックを追い越すためにセンターラインを越えて走行していた際に発生した模様。

事故現場は、正面衝突したトラックから見て緩い右カーブの片側一車線の道路で、事故当時は小雪が降っており、路面には雪が積もっていた。

## 【2．年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう。（再周知）】

国土交通省では、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等の自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、12月10日～翌年1月10日までの期間を年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間と定めています。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、この安全総点検実施期間中に、下記URLに掲載された点検表を活用するなどして、輸送等の安全確保のための自主点検を実施されることをお願いします。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/soutenken>

## 【3．次号メールマガジンのお知らせ】

次号のメールマガジン「事業用自動車安全通信」は、平成23年1月7日(金)に発信予定です。

## 【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

## 【参考】

\* 自動車交通局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。